

議案第 4 6 号

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 4 年 6 月 3 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成 1 2 年板橋区条例第 3 1 号）
の一部を次のように改正する。

第 1 7 条第 3 項中「6, 4 0 0 円」を「1 6, 0 0 0 円」に改める。

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 1 7 条第 3 項の規定は、令和 4 年 4 月 1 日以後の勤務に係る教員特殊業務手当について適用し、同日前の勤務に係る教員特殊業務手当については、なお従前の例による。

（教員特殊業務手当の内払）

- 3 改正後の条例第 1 7 条第 3 項の規定を適用する場合において、この条例による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された教員特殊業務手当は、改正後の条例の規定による教員特殊業務手当の内払とみなす。

（提案理由）

教員特殊業務手当の額の上限を改める必要がある。